

「緊急事態宣言」再延長に伴う今後のサポステでの対応に関して

この度、大阪府において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令され、5月28日をもって期間が再延長されることが決まりました。

それに伴い、引き続き、サポステでは、対象期間中は利用者との対面による相談支援等の業務については、基本的には延期または中止、オンラインを活用した支援への切り替え等を検討し、対面による相談支援等は真に必要なものに限って実施することになります。

つきましては、三島地域若者サポートステーションでは、対象期間中である令和3年6月20日までの期間のサポステ業務につきまして、宣言発令時と同じく、引き続き、下記の通り、対応することに致しました。

利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、感染症予防のための対策として、ご理解、ご協力をお願い致します。

- 個別面談に関しては期間中、対面以外の方法（オンライン、電話、メール等）への切り替えをお願い致します。
対面以外の方法が難しい場合、基本的には期間中の自粛をお願いすることになります。
- セミナー、プログラムに関しては、全て中止となります。
職場体験も対象期間中は原則、中止となります。

令和3年5月31日
三島地域若者サポートステーション